

# 令和3年度11月定例教育委員会資料

令和3年11月22日(月曜日)

奄美市教育委員会

# 令和3年度 11月定例教育委員会

開会の日時：令和3年11月22日(月曜日) 午前10時00分～10時30分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	村 田 達 治	教 育 部 長	徳 永 恵 三
		教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	伊 集 院 正
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		企 画 総 務 係 長	久 保 田 貴 美 人

会議の順序

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 「10月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 報告第12号 奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
報告第13号 奄美市市民交流センター条例施行規則の制定について  
報告第14号 奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について

## 3 その他

報告第12号

奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市公民館条例施行規則（平成18年3月20日教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年3月20日教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年11月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

奄美市公民館条例施行規則（平成18年奄美市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（責任者の設置等）

第9条 利用者は、施設内の秩序を保持するため、責任者を配置するほか、整理員の配置その他の必要な措置を講じなければならない。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とする。

第14条中「第20条」を「第18条」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とする。

別記第1号様式から第4号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

公民館施設利用許可申請書 名瀬公民館 住用公民館 笠利公民館 四谷 伊津部 分館				受付第 号 年 月 日		
公民館館長 殿				住 所 _____ 団 体 名 等 _____ 氏名(代表者) _____ 電 話 ( ) _____		
次のとおり、公民館の施設・設備を利用したいので申請します。 なお、利用に際しては、貴館の関係条例及び規則に従います。						
利用目的						
入場予定人数		入場料	有 料 ( ) 円・無 料			
利用責任者			連絡先 電話 ( )			
施設名等	利 用 日 時		単価	回数	金額 (円)	
	年 月 日 : ~ :					
	年 月 日 : ~ :					
	年 月 日 : ~ :					
設 備						
空 調	年 月 日 : ~ :					
	年 月 日 : ~ :					
使用料の減免	規則第7条第 ( ) 号該当	減免率	%	使用料	円	
納入合計金額					円	
決 裁 承 認 欄	館 長	補 佐	係 長	係		
備 考						
施 設 名	【名瀬】会議室, 和室, 集会室, 調理実習室, 研修室, 体操室 【住用, 笠利】ホール, 和室, 講座室, 調理室, 全館					

第2号様式（第5条関係）

公民館施設利用許可書 名瀬公民館 住用公民館 笠利公民館 四谷 伊津部 分館				受付第 号 年 月 日	
申請者 様 <p style="text-align: center;">公民館館長</p> 次のとおり、公民館の施設・設備の利用を許可します。					
利用目的					
入場予定人数		入場料	有料 ( ) 円・無料		
利用責任者			連絡先	電話 ( )	
施設名等	利 用 日 時		単価	回数	金額 (円)
	年 月 日 : ~ :				
	年 月 日 : ~ :				
	年 月 日 : ~ :				
設 備					
空 調	年 月 日 : ~ :				
	年 月 日 : ~ :				
使用料の減免	規則第7条第 ( ) 号該当	減免率	%	使 用 料	円
納入合計金額					円
許 可 条 件					

第3号様式（第7条関係）

公民館使用料減免申請書

奄美市教育委員会 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_  
 電 話 ( ) \_\_\_\_\_

次のとおり、使用料の減免を受けたいので、奄美市公民館条例施行規則第7条第2項の規定により申請します。

利用日及び 利用時間区分	利用年月日（曜日）	午 前	午 後	夜 間	全 日	
行 事 名 称						
利 用 施 設						
減 免 理 由	（第7条第1項第 号該当）					
共 催 者 名 後 援 者 名						
決 定 区 分	第7条第1項第 号該当（ <input type="checkbox"/> 割減額 <input type="checkbox"/> 免除）					
使 用 料	決定額	円	減 額	円	差引き 後の額	円
備 考						



報告第13号

奄美市市民交流センター条例施行規則の制定について

奄美市市民交流センター条例施行規則を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年3月20日教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年11月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市市民交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、奄美市市民交流センター条例（令和3年奄美市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第6条の規定による奄美市市民交流センター（以下「交流センター」という。）の施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市市民交流センター施設利用許可申請書（別記第1号様式）を奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期間は、次の各号に掲げる施設等ごとに当該各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでな

い。

(1) マチナカホール 利用しようとする日の1年前から10日前まで

(2) マチナカホール以外の施設及びその他教育委員会が指定する場所 利用しようとする日の3か月前から前日まで

(3) 設備 利用日の30日前から前日まで

3 前項の規定にかかわらず、マチナカホール以外の施設をマチナカホールと併用するときは、同項第1号に定める期間とする。

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請に基づき施設等の利用を許可したときは、奄美市市民交流センター施設利用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に際し当該許可書を職員に提示しなければならない。

(利用期間)

第4条 次の各号に掲げる交流センターの施設は、当該各号に掲げる期間を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) マチナカホール 5日間

(2) マチナカギャラリー 7日間

(3) 前各号以外の施設又は教育委員会が指定する場所 3日間

2 前項の規定にかかわらず、マチナカホール以外の施設をマチナカホールと併用するときは、同項第1号に定める期間とする。

(使用料の納付)

第5条 申請者は、許可書の交付を受けたときは、その利用前日までに規定の使用料を納付しなければならない。

2 超過使用料については、その利用後直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の設置する機関が主催して利用する場合 全額免除
- (2) 社会教育関係団体が主催して利用する場合 5割減額
- (3) 社会教育上又は公益上特に必要と認める場合 5割減額
- (4) 市が設置する機関が共催して行う行事等に利用する場合 5割減額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、奄美市市民交流センター使用料減免申請書（別記第3号様式）の該当欄に減免の理由を明記し、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、奄美市市民交流センター利用料還付申請書（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(責任者の設置等)

第8条 利用者は、施設内の秩序を保持するため、責任者を配置するほか、整理員の配置その他の必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第16条の規定により、指定管理者による管理が行われたときは、この規則中「奄美市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の収入)

第10条 条例第17条の規定により、指定管理者に利用料金をその収入として收受させるときは、第5条から第7条までの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

#### 附 則

この規則は、令和 3 年10月 2 日から施行する。

報告第14号

奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則の廃止について

奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則（平成18年教育委員会規則第15号）の廃止について，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年3月20日教育委員会規則第1号）第22条第2項の規定により，教育委員会に報告し，承認を求める。

令和3年11月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市教育委員会規則第7号

奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則

奄美市立幼稚園保育料の減免に関する規則（平成18年教育委員会規則第15号）は，廃止する。

附 則

この規則は，令和3年11月22日から施行する。